

新規 継続 継続【一部新規】

要 望 事 項	産後ケア事業の実施に向けた体制構築について
---------	-----------------------

要 望 先	国	
	県	健康福祉部こどもみらい課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 産科医療機関等の施設を利用する産後ケア事業の実施に向けた保健所管内ごとの体制構築について</li></ul>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 産前・産後は心身ともに不安定な時期と言われており、国が行った調査によると、特に産後2週未満の時期は「自分の体のトラブル」への不安が最も高く、そのトラブルへの助言が求められているという結果が出ております。</li><li>○ 国では、母親の身体的回復や心理的な安定の促進を目的とした「産後ケア事業」を令和元年12月に母子保健法上に位置付け、令和3年4月からの施行に伴い、各市町村での事業実施が努力義務化されております。</li><li>○ 県人口動態統計によると、乳児等の直近5年の死亡率がそれ以前の5年の死亡率を上回っており、特に令和元年の新生児及び乳児の死亡率は全国1位、周産期死亡率は全国2位であるという状況から、母親の身体的回復や心理的安定促進のための早急な取組が、全県的に必要と考えられます。</li><li>○ 産後ケア事業の3つの実施類型のうち、産後の不調の重症化予防に最も効果的とされている短期入所型の実施を検討するにあたっては、弘前保健所管内の産科医療機関全てが当市に存在するため、市町村により実施内容や利用料金等が異なった場合、妊産婦及び産科医療機関に負担感や不公平感が生じる状況となっております。</li><li>○ 令和2年度末に県が市町村及び分娩取扱施設等へ実施したニーズ調査では、産後ケア事業実施に向けた課題や県への要望事項として「事業実施のための委託先の確保」「委託単価の設定」また「県で統一した契約をしてほしい」などの意見が上がっております。</li></ul> <p><b>【具体的内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 心身の不調の重症化予防に最も効果的とされている、短期入所型の産後ケア事業を市町村が円滑に実施できるよう、ニーズ調査の結果を踏まえ、委託単価の設定や様式の整備等、全県又は保健所管内ごとに統一した産後ケア事業実施ガイドラインの作成について要望いたします。</li></ul>

	<p><b>【効果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が整備済の「妊産婦情報共有システム」を活用して、市町村と産科医療機関との連絡体制が既に構築されているため、産後ケア事業についても県内一律の実施体制を構築して頂くことで、支援が必要な妊産婦の情報を迅速に共有し、事業の利用につなげることができます。</li> <li>○ 支援が必要と認めた場合には、お産を取り扱った医療機関で引き続き短期入所型の産後ケアを受けられることで、産婦が安心して心身のケアに努めることができると期待できます。</li> <li>○ 短期入所型の産後ケア事業を広域的に利用できることで、県内の妊産婦の産後うつや児童虐待を未然に防ぎ、児童の健やかな成長に寄与することができます。</li> </ul>
<p>現在までの主な経過 参考事項</p>	<p>&lt;参考事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年 6月3日：母子保健法の改正により子育て世代包括支援センターの設置が法制化（努力義務化）平成29年4月1日施行</li> <li>・平成31年 4月1日：「ひろさき子育て世代包括支援センター」開設</li> <li>・令和元年12月6日：母子保健法の改正により産後ケア事業が法制化（努力義務化）令和3年4月1日施行</li> <li>・令和 3年 2月末：令和2年度の重点要望事項に基づき、県が市町村の現状把握とニーズ調査、産科医療機関への意向調査を実施</li> <li>・弘前保健所管内の産科医療機関：8か所（弘前市：8か所）</li> <li>・弘前保健所管内の出生数：1,578人（弘前市：1,000人） 〔青森県の推計人口年報より※令和元年10月1日から令和2年9月30日まで〕</li> </ul>

担当部課：健康こども部こども家庭課

<p style="text-align: center;"><b>県の処理方針（健康福祉部 こどもみらい課）</b></p>	
<p>経緯</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県では、これまで、不安を抱える妊産婦に対する支援として、妊娠初期から産褥期まで一貫した支援を行い、安心して妊娠・育児生活を送ることができる環境の提供を目指し、全妊婦を対象とした「妊婦連絡票」、ハイリスク妊産婦を対象とした「要連絡・指導妊産婦連絡票」を活用しながら、医療機関・市町村・保健所が連携して、妊産婦及びその家族に対して支援を行うことができる体制を整備してきたところです。</li> <li>2 産婦に対するきめ細かな支援を行うため、助産師や保健師等の専門職が母子やその家族の心身のケアを行う産後ケア事業については、実施主体が市町村となっており、令和3年8月現在、県内17市町村で取り組んでいるところです。</li> <li>3 産後ケア事業の実施は、令和3年4月1日から市町村の努力義務として法定化され、国では、第4次少子化社会対策大綱において、法改正を踏まえ、令和6年度末までの全国展開を目指すこととしています。</li> <li>4 県では、市町村の産後ケアの取組が促進されるよう、令和2年度に市町村の現状把握とニーズ調査、分娩取扱機関の意向調査を実施し、関係機関に情報提供したところです。</li> </ol>

処理方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 妊産婦や医療機関等の状況は市町村によって異なるため、国が定める産後ケア事業ガイドラインを参考に、市町村が状況に応じて支援体制を整備する必要があると考えます。</li><li>2 県としては、産後ケアが必要な産婦については、引き続き妊産婦情報共有システムを活用し、市町村と分娩取扱機関が情報共有することで、支援が必要な妊婦を支援できるようにしていきます。</li><li>3 また、市町村の現状把握とニーズ調査、分娩取扱機関の意向調査等についても引き続き実施し、関係機関に情報提供するとともに、研修等を通じて、関係職員の知識の習得及び技術の向上を図り、産後ケアの取組が促進されるよう支援していきます。</li></ol>
------	---